

1. ベルギーの政治動向

(1) ベルギー国鉄に新たな労働組合を創設、背景に急進左派政党の影響力拡大への危機感

経済紙「L'Echo」など複数の報道によると、ベルギー国鉄に新たな労働組合「Metisp」が創設された。報道によれば、創設者はいずれも鉄道部門の社会主義系労働組合「公共サービス総同盟－鉄道職員（CGSP-Cheminots）」の元組合員だという。Metisp は、CGSP-Cheminot が年金や、職員の地位・労働条件などについて労働者を十分に保護しておらず、一部の指導部は利益相反を抱えていると批判。さらに、CGSP-Cheminot には急進左派政党「労働党（PTB）」のメンバーが「侵入」しており「社会主義の労働組合に内部から害悪を及ぼし得る」と危機感を示したという。（2018 年 4 月 12 日）

(2) ワロン地域政府のタスクフォースが「グリーン証明」改革に向けた勧告で合意

ワロン地域政府のジャン＝リュック・クリュック予算・財務・エネルギー・気候・空港相が設置した、環境に優しい電力の「グリーン証明」に起因する負債対策に関するタスクフォースが結論に合意した。国内複数のメディアが報じた。この結論には、新規プロジェクトに対するグリーン証明発行の中止、年間世帯当たりの 45 ユーロの費用負担、エネルギー転換に向けた基金の創設などの勧告が含まれるという。なお、クリュック予算・財務・エネルギー・気候・空港相は、市民の負担増には反対の立場だ。（2018 年 4 月 20 日）

(3) フランダース政府議会、地域内の自治体の合併を承認

フランダース政府議会は、同地域内の 15 の自治体を 7 つに統合する法案を可決した。これにより、同地域内の自治体数は 308 から 300 となる。フラマン語（オランダ語）公共放送 VRT によると、フランダース政府は、地域内の自治体の合併を促進し、「地域一州一自治体」の 3 層構造となっている現行の行政システムを、地域とより規模の大きな自治体の 2 層構造へと移行させたい意向を示しており、大規模な自治体に財政上の優遇措置や自律性の拡大など、合併に向けたインセンティブを与えているという。（2018 年 4 月 25 日）

2. ベルギーの経済動向

(1) ベルギーの2017年ワイン生産量は対前年比12%増

連邦政府のクリス・ペーテルス副首相兼雇用・経済・消費者保護相は、2017年のベルギーのワインの生産量は84万5,078リットルとなり、前年から12%拡大したと発表した。国内ワイン生産量は2015年に102万5,499リットルを記録したが、それ以降は天候不順などが原因でやや落ち込んでいる。地域別では、フランダース地域が47万1,650リットル、ワロン地域が37万3,428リットル。種類別シェアは、スパークリングワインが41%、白ワインが40%、赤ワインが16%、ロゼが3%だったという。ワイン醸造家数にも拡大が見られ、2014年の96軒から2017年には12件に、作付面積も同期間に192ヘクタールから341ヘクタールに拡大した。(2018年4月4日)

(2) 2017年のワロン地域出身者のフランダース地域での就労、前年比33%拡大

フランダース政府のフィリップ・ムイテルス労働・経済・イノベーション・スポーツ相は、2017年にフランダース地域で就職したワロン地域出身者が前年比で33%拡大し、2万2,415人になったと発表した。フランダース地域には26万件の求人があるといい、労働力の供給が追い付いていない。同相は、対策の一環として、年間2,500人のワロン地域出身の労働者がフランダース地域で就職できるようにすることを目標に掲げていた。(2018年4月18日)

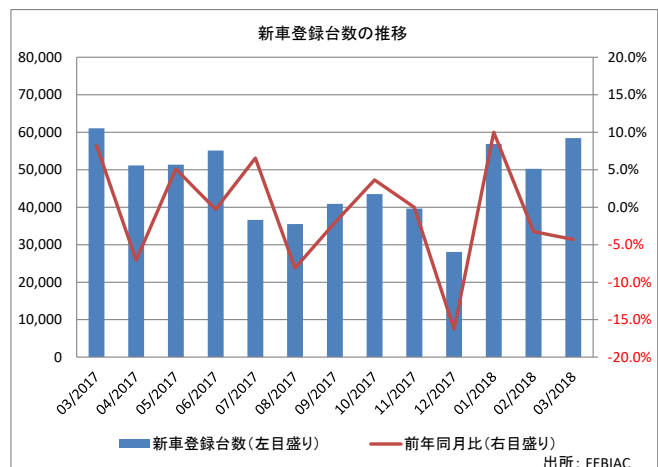
(3) ベルギーの子供のいない単身者の「正味平均個人税率」はOECD加盟国中第1位

OECDが発表した2018年版「Taxing Wages」によると、ベルギーにおける子供のいない単身者の2017年の「正味平均個人税率」（雇用者が支払う個人所得税と社会保険料から家族給付受取額を差し引いた額が賃金総額に占める割合）は40.5%となり、OECD加盟国の中で第1位だった。これにドイツ（39.9%）とデンマーク（35.8%）が続いた。最も割合低いのはチリ（7%）で、これにメキシコ（11.2%）と韓国（14.5%）が続いた。日本は22.3%でOECD平均（25.5%）を下回った。なお、子供が2人で働き手が1人のカップルの場合、ベルギーの正味平均個人税率は20.7%となり、OECD加盟国中8位だった。EU加盟国では、デンマーク（25.3%）とフィンランド（24.7%）、オランダ（24.6%）、ギリシャ（23.7%）、ドイツ（21.7%）がベルギーを上回った。(2018年4月26日)

<月例経済指標>

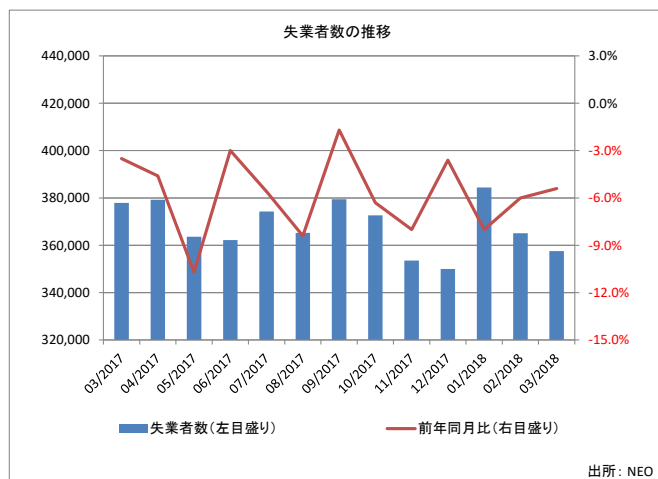
3月の新車登録台数：前年同月比4.32%減

ベルギー自動車工業会（FEBIAC）は、3月の乗用車の新車登録台数は5万8,431台（前年同月4.32%減）だったと発表した。FEBIACは昨年よりも営業日が1日少なかったことを要因として挙げた。ブランド別では、フォルクスワーゲンのシェアが10.11%と最も大きく、ルノー（シェア：8.69%）、プジョー（同8.20%）が続いた。（2018年4月3日）



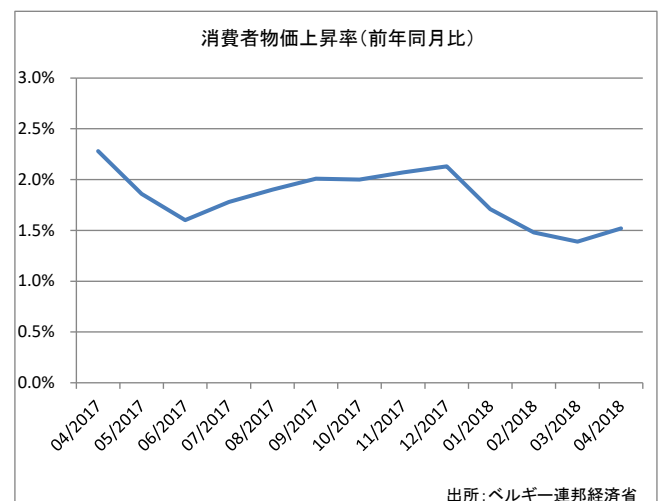
3月の失業手当受給者数：前年同月比5.4%減

国立雇用局（NEO）は、1月の失業手当受給者数が35万7,545人（前年同月比5.4%減）だったと発表した。地域別にみると、フランダース地域が14万7,922人（同5.8%減）、ワロン地域が14万5,065人（同7.1%減）、ブリュッセル首都圏地域が6万4,558人（同0.3%減）だった。（2018年4月27日）



4月のインフレ率：前年同月比1.52%上昇

連邦経済省の発表によると、4月の消費者物価指数は前年同月比で1.52%上昇した。昨年9月から2%を超える水準となっていたが、1月から1%台で推移している。燃料、野菜、ホテル宿泊費、海外ツアー旅行は値上がりした。一方、電気料金と休暇村滞在費、果物は押し下げ要因となった。（2018年4月27日）



3. ベルギーの産業動向

(1) フランダース政府、フォード・ゲンク工場跡地の開発事業に出資

フランダース政府は、米自動車大手フォードのゲンク工場の跡地に開発が進む物流拠点整備に 300 万ユーロを出資する。同プロジェクトは、運輸大手 H. エッセルス (H. Essers) が 8.000 万ユーロを投資し、道路と鉄道、運河輸送の積み替え拠点「ドライ・ポート・ゲンク」として開発を進めているもの。自動車塗料や洗浄剤などの化学品を扱う予定で、H. エッセルスは鉄道や水路の利用により、毎月数 1,000 件の道路輸送を削減できると見込んでいる。今年中に 3 万平方メートルを整備し、今後 5~10 年をかけて全体を完成させる。今年に 50 人分、来年に 420 人分の新規雇用が予定されており、最終的に約 2,500 人を雇用する見込みだ。(2018 年 4 月 23 日)

(2) ゼーブルージュ港、BREXIT への対応に向けたセミナーを開催

フランダース商工会議所はゼーブルージュで英国の EU 離脱 (BREXIT) に関する企業向けセミナーを開催した。国内のメディアに加え、欧州議会も報じた。報道によると、ゼーブルージュ港が取り扱う貨物の 46%が英国を発送元または仕向地としており、約 5,000 人分の雇用と、約 5 億ユーロの付加価値を生み出している。同港では、2016 年から 2017 年にかけて英国との自動車の輸出入が縮小するなど、すでに BREXIT の影響が見られるという。同港には関税職員 141 名の増員を決定するなど対応を進めているものの、他にも倉庫の増築や同港を拠点とする漁業者の英国水域での操業などの課題も残されている。(2018 年 4 月 24 日)

(3) 「ルート・ボックス」は賭博行為に該当

連邦政府法務省の賭博委員会は、ビデオゲーム内の有料の「ルート・ボックス (ガチャ)」は賭博行為に該当し、現行法の規制対象となるとの見解を発表した。この見解は、クーン・ヘンス法相の要請に基づき、4 点のゲームに関して同委員会が行った調査に基づく。ゲーム中でルート・ボックスを購入すると、抽選によってゲーム内で用いる仮想的な物品などを入手できるが、購入前に最終的に何を入手できるかを知ることはできない。同委員会は、ルート・ボックスが射幸心をあおること、ルート・ボックスによって得た物品などは必ずしもプレイヤーに恩恵を与えるものでないこと、などを見解の根拠として挙げた。また、調査対象の一部のゲームの有料ルート・ボックスは、賭博法に違反し、刑事罰の対象となり得ると指摘した。(2018 年 4 月 25 日)

4. EUの動向

(1) EU、ユーロ圏の2月の失業率はそれぞれ0.1ポイント改善

EU統計局（ユーロスタット）は、2018年2月のEU28カ国全体とユーロ圏19カ国の失業率（季節調整済み）は、それぞれ前月の7.2%、8.6%から0.1ポイント改善し、7.1%、8.5%となったと発表した。失業者数で見ると、前月からEU全体で約20万1,000人減少し、ユーロ圏でも約14万1,000人の減少となった。（2018年4月4日）

(2) ブレグジット以降も、英国はEU規制に準拠を

欧州委員会で英国のEU離脱（ブレグジット）交渉の総責任者を務めるミシェル・バルニエ首席交渉官は、ブリュッセルで開催された欧州の環境保護ネットワーク主催のイベントで、あいさつに立った。EUと英国の関係について、（1）両者の将来関係の前提には、特に環境基準が対等な競争条件（レベル・プレイング・フィールド）が含まれること、（2）英国はこれまでの環境政策に関わる国際合意の履行が求められること、の2点が重要な論点とした。特に（1）について、バルニエ首席交渉官は「対等な競争条件（の前提）がなければ、英国が競争優位性を確保するために、今後、環境保護水準の引き下げに動くリスクがある」と警告した。（2018年4月10日）

(3) アルミ6団体、G20首脳に過剰生産問題解決求める

主要国のアルミニウム関連6団体は、「鉄鋼過剰能力グローバル・フォーラム」と同じ枠組みをアルミニウム分野においても導入することを求める意見書を、各国のG20首脳補佐役（シェルパ）に送付した。6団体は、特に中国での過剰生産が世界のアルミニウム貿易の公正な競争条件を阻害しているとの認識の下、ブエノスアイレス（アルゼンチン）で開催予定の次回G20首脳会議（2018年11月30日～12月1日）で、アルミニウム分野での過剰能力グローバル・フォーラムの立ち上げを求めている。（2018年4月10日）

(4) EU、2017年の加盟国・時給データを公表

EU統計局（ユーロスタット）は、2017年のEU加盟国における時給データ（社会保障など含む推計値）を発表した。平均時給水準はEU28カ国で26.8ユーロ（前年比2.3%増）、ユーロ圏で30.3ユーロ（前年比1.9%増）だという。EU加盟28カ国の中で、時給実績上位5カ国は、デンマーク（42.5ユーロ）、ベルギー（39.6ユーロ）、ルクセンブルク（37.6ユーロ）、スウェーデン（36.6ユーロ）、フランス（36.0ユーロ）で、時給実績下位5カ国は、ブルガリア（4.9ユーロ）、ルーマニア（6.3ユーロ）、リト

アニア（8.0 ユーロ）、ラトビア（8.1 ユーロ）、ハンガリー（9.4 ユーロ）で、「西高東低」の傾向が明確となっている。最上位のデンマークと最下位のブルガリアでは8.7 倍の格差があり、大幅な所得格差を内包する国々が単一市場を形成する EU の特殊性が浮き彫りとなった。（2018 年 4 月 9 日）

(5) 欧州委、ユニコーン企業育成を目指すファンド創設

欧州委員会は、欧州の革新的なスタートアップ企業を支援するための「汎（はん）欧州ベンチャーキャピタル・ファンド・オブ・ファンズ（スタートアップへ投資する企業への投資を行う機関）」（呼称は「ベンチャーEU」）を欧州投資銀行（EIB）傘下の欧州投資基金（EIF）と共同で立ち上げた。EU がまず 4 億 1,000 万ユーロを拠出、これを呼び水に EU が委託する投資ファンド 6 社が民間や公的機関から総額 21 億ユーロの資金調達を目指す。これら投資ファンド 6 社から資金投下された小規模投資ファンドが、EU 域内の中堅・中小企業に対するきめ細かな支援を担う。（2018 年 4 月 10 日）

(6) 日 EU・EPA フォーラムをデンマークで開催

デンマークのコペンハーゲンで、欧州委員会のセシリア・マルムストロム委員（通商担当）らをスピーカーに迎え、日 EU 経済連携協定（EPA）フォーラムが開催された。デンマーク商工会議所が主催し、欧州委、外務省、ジェトロが協力した。

マルムストロム委員は講演で、欧州委が 4 月 18 日に日 EU・EPA の（EU 側の）最終文案を採択すると発表。日 EU・EPA は、世界最大の貿易協定で、その経済性を重視しながらも、同時に、民主主義、人権、自由貿易促進を共通の価値観として持つ者同士の戦略的パートナーシップでもあると述べた。

また、貿易は対等な競争環境の下で行われるべきとし、米国政府による鉄鋼、アルミニウムの追加関税賦課措置を反例として挙げ、EU を暫定的に適用除外としたことは喜ばしいが、EU は恒久的に対象外になるべきであり、また日本もその対象から外れるべきだと述べた。（2018 年 4 月 12 日）

(7) 慎重な対米対抗措置検討を求めるスコットランド・ウイスキー産業界

欧州委員会は公開文書で、米国政府の（鉄鋼・アルミニウムに対する）追加関税措置との関係で、スコットランド・ウイスキー協会（SWA：本部・英国・エディンバラ）が、米国産バーボンに対する新たな関税賦課を行わないように欧州委に対して申し入れを行っていたことを明らかにした。これに対して、欧州委のマルムストロム委員は 4 月 10 日付で回答し、5 月 1 日までの期限付きだが、EU 製品は米国の追加関税措置の適用が除

外されており、「EU の鉄鋼・アルミニウム輸出は米国の安全保障や米国産業界に対する脅威ではないと考えており、EU は恒久的な適用除外を認められるべき」「全てのチャンネルを動員して、この方向で米国当局への働き掛けを続けて行く」との方針を示した。

また、マルムストロム委員は EU の基本姿勢は「対話優先だ」とし、スピリッツ業界の懸念は慎重に踏まえるとしたが、同時に、EU の対応は米国政府の最終決定次第、との見解を示した。(2018 年 4 月 12 日)

(8) 英国上院で EU 離脱法案の修正案を可決

上院は、英国の「EU (離脱) 法案」について、2 つの修正案を挿入することを決めた。1 つは、EU 関税同盟にとどまるための政府の取り組みの議会報告を義務付けるもので、賛成 348、反対 225 で可決された。同修正は、議会が政府に関税同盟にとどまることを強制するものではないが、関税同盟からの離脱を表明するテレザ・メイ政権に対し、議会が関税同盟残留を支持する姿勢を明確に示した格好だ。(2018 年 4 月 18 日)

(9) 欧州委、日 EU・EPA の署名を EU 理事会に提案

欧州委員会は、「日 EU 経済連携協定 (EPA)」の署名と締結について EU 理事会に提案したと発表した。欧州委のセシリア・マルムストロム委員 (通商担当) は、日 EU・EPA が「EU が妥結した史上最大級の通商協定」であることを強調、今般の EU 理事会への提案は批准に向けたプロセスの開始であり、「重要な道標 (Important milestone)」とツイッターに投稿している。

欧州委は、EU 理事会の承認が得られれば、最終協定案を欧州議会に送付、2018 年夏までにブリュッセルで開催予定の日 EU 首脳会談での調印を目指すとしている。また、欧州委は「日 EU・EPA」の発効時期について、現在の欧州委体制 (ユンケル政権) が 2019 年 10 月末に任期満了を迎える前までを想定しているとしている。(2018 年 4 月 18 日)

(10) メキシコと EU の FTA 再交渉が合意

メキシコ経済省は、2016 年 6 月から再交渉を行っていた EU との自由貿易協定 (FTA) の再交渉が合意に至ったと発表し、オレンジジュース、マグロ、蜂蜜、アガベシロップ、果物や野菜など農業分野の EU 側の関税撤廃を強調した。米国、カナダとの北米自由貿易協定 (NAFTA) 再交渉がまだ合意に至っていない状況の中、メキシコの農産品の輸出先多角化のメリットを強調しているようだ。(2018 年 4 月 21 日)

(11) EU メキシコ FTA 再交渉、投資裁判所制度も盛り込まれる

欧州委員会は、メキシコとの自由貿易協定（FTA）の再交渉において大枠合意に達したと発表した（2018年4月24日記事参照）。EUとメキシコは1997年にFTAを含む経済パートナーシップ・政策調整・協力協定（グローバル協定）に署名、2000年に適用開始し、2016年5月から同協定の近代化に向けた交渉を行っていた。

欧州委は、新たな協定により、農産品を含む「実質的に全ての商品」のメキシコ側の関税が撤廃され、医薬品や機械、運輸機器などの通関手続きも簡易化されると強調。投資保護については、EUが提案する二審制かつ常設の投資裁判所制度が盛り込まれた。

（2018年4月21日）

(12) EU 離脱による食品製造業への影響を公表（英国）

英国下院内のビジネス・エネルギー産業戦略（BEIS）委員会は、英国のEU離脱（ブレグジット）がもたらす英国食品製造業への影響に関する報告書を発表した。同報告によると、英国の食品輸出先の上位10カ国のうち7カ国がEU域内の国であり、2017年のEUへの食品輸出額は全体の約6割に上っている。

同報告の中では、最大の貿易相手であるEUとの間でWTOルールに戻ることは、多大な影響を与えるため、（英国食品製造業にとっては）少なくとも短期的には許容しがたいという見解を示した。また、関税同盟からの離脱は、通関などの非関税障壁も生むことに触れ、とりわけ北アイルランドとアイルランドにサプライチェーンがまたがる中小企業への影響が深刻だとしている。（2018年4月22日）

(13) 欧州産業界、鉄鋼セーフガード措置発動に慎重な対応を求める

欧州鉄鋼連盟（EUROFER）は、鉄鋼分野における欧州委員会の緊急輸入制限（セーフガード）措置について、「（EUでの）輸入急増を阻止すべき」だが、同時に「国際的な鉄鋼流入に対するEU市場へのアクセスを保証すべき」とし、措置発動には慎重な対応を求める声明を発表した。欧州委は3月26日に鉄鋼製品に関するセーフガード調査を開始すると発表しているが、同連盟としては、今回の調査は「世界的な過剰生産と、（米国の追加関税措置に伴い市場を失った余剰鉄鋼の）EU市場への流入急増」を阻止する観点で進められるべきと指摘。（2018年4月23日）

(14) 鉄鋼をめぐる「報復の連鎖」を警戒する EU

欧州委員会は、書簡で、鉄鋼をめぐる米国の追加関税措置に対して世界各国が対抗措置で応じた場合、EU から世界市場への輸出が制限されるリスクがあるとの見解を明らかにした。

この書簡は、イタリアの主要鉄鋼メーカーであるマルチェガリア（本社：イタリア・マントバ）が 3 月 16 日付で欧州委に提出した意見書に対する回答書として、欧州委のセシリア・マルムストロム委員（通商担当）が出状したもの。欧州委は 3 月 26 日に鉄鋼製品に関する緊急輸入制限（セーフガード）調査を開始すると発表（2018 年 3 月 28 日記事参照）している。この書簡で、欧州委は「セーフガード調査の狙いは、米国の通商拡大法 232 条に基づく輸入制限措置に伴うあらゆる悪影響から EU の産業を守ることにある」としているが、同時に、米国の措置に反発する世界各国が類似の措置を発動した場合、EU からの輸出にとって（世界への）市場アクセスが制限されるリスクもあると指摘。こうした事態は「逆効果」であり、「回避すべき」との認識を示した。（2018 年 4 月 23 日）

(15) 欧州委、AI に関する方針を発表

欧州委員会は、人工知能（AI）に関して、投資促進と AI がもたらす社会変化に対する対応、倫理ガイドラインの策定の 3 点から成る方針を発表した。欧州委は、欧州には世界トップクラスの AI 研究者や研究機関、スタートアップ企業があり、AI の活用が期待されるロボットや運輸、医療、製造業にも秀でていると指摘。しかし、激しい AI 開発の国際競争で勝ち残るには、EU として協調した取り組みが必要だと強調した。（2018 年 4 月 25 日）

(16) 欧州委、公的機関情報の再利用促進策を発表

欧州委員会は、公的機関の情報の再利用に関する指令（PSI 指令）の改正案外部サイトへ、新しいウィンドウで開きますなどを発表した。欧州委は、データ主導型のイノベーションが特に中小企業やスタートアップにとっての市場成長や雇用創出、技術開発のカギになると認識。一連の文書では、域内での非個人データの自由な移動を加速し、データをより入手しやすくすることを目的としている。（2018 年 4 月 25 日）

(17) 移行期間終了までに十分性認定国となるかが焦点（英国）

英国経営者協会（IoD）は、英国の EU 離脱後のデータフローの取り扱いに関するセミナーを開催した。英国でも、他の EU 加盟国と同様に 5 月 25 日から EU の「一般データ

保護規則」(GDPR)が適用開始される。しかし、英国は2019年3月末にEUを離脱し、2020年末の移行期間終了後は第三国として扱われるため、データの移転が原則禁止となる。英国については、移行期間終了までに「十分性認定」がされ自由にデータ移転ができるかが焦点となる。(2018年4月25日)

(18) プラットフォーム規則案に対する反応はさまざま

欧州委員会は、インターネット上のプラットフォームと企業に関する規則案を発表した。欧州委は、域内の中小企業の42%がプラットフォームを利用して商品・サービスを販売しているものの、その多くが契約関連などの問題を経験していると指摘。規則案は、EUのデジタル単一市場戦略の見直しの中で重点3分野の1つとして打ち出されたもので、プラットフォーム利用における公正かつ透明、予見可能な事業環境を創出することを目的としている。(2018年4月26日)

(19) 移民問題でラッド内相が辞任、後任もEU残留派(英国)

アンバー・ラッド内相が辞任した。今回の辞任は、強硬な移民政策への反発と、移民排除の目標を記したとされる文書の流出に対して責任を取ったものとみられている。

後任には、住宅・コミュニティー・地方政府相だったサジード・ジャビド氏が任命された。政治情報サイト「ポリティコ」(4月30日)によると、同氏は英国のEU離脱(ブレグジット)に関してはラッド氏と同様にEU残留派であるとされている。ブレグジット交渉が思うように進まない中、不安定な政権運営を行わざるを得ないメイ首相が、これ以上政権の支持を失うことを避けるべく、閣内のバランスを図ったとみられる。

(2018年4月29日)

<調査レポートのご案内>

■「EU 一般データ保護規則 (GDPR)」に関わる実務ハンドブック
(第 29 条作業部会ガイドライン編)

2018 年 5 月 25 日から適用が開始される EU の「一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation : GDPR)」は、欧州経済領域 (European Economic Area : EEA、EU 加盟国 28 カ国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン) と個人データをやり取りする日本のほとんどの企業や機関・団体が適用対象となり (外交・防衛・警察などについて例外あり)、同規則への違反行為には高額な制裁金が科されるリスクもあります。GDPR に関するガイドラインを解説した本レポートは以下よりご参照ください。

データ保護責任者 (本稿執筆時点 (2017 年 12 月 31 日))

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/28dd771ad2a2c020.html>

データポータビリティの権利 (本稿執筆時点 (2017 年 12 月 31 日))

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/2d8d30044cc65583.html>

<その他特集>

■日 EU 経済連携協定 (EPA)

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa/>

■世界と日本で発効済、署名済、合意済、交渉中等の段階にある FTA

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/01/8224a285c5cb4bd3.html>

■英国の EU 離脱に伴う各国の反響や今後の日本企業への影響

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/>

『ベルギー日本人会商工委員会ビジネスセミナー案内送付のお知らせ』

日本人会商工委員会と日本貿易振興機構 (ジェトロ) ブリュッセル事務所は、労務・法務、会計、政策動向、経済情勢など皆様のビジネスに関連するテーマを題材にしたビジネスセミナーを年に 4 回開催しています。日本人会会員企業の方は無料で本セミナーにご参加いただけます。案内状の送付を希望される方は、belinfo@jetro.go.jp までメールアドレスをご連絡ください。